



そらいろ通信 12月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・給与計算・年末調整
- ・労災に関するご相談・請求手続き
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



皆さまいかがおすごしていらっしゃいますか？
12月に入り、急に寒さが厳しくなりました。全国的に大雪の被害でたいへんな状況ですね。

年末には毎年、大学のクラブの同期で同窓会を行います。11月頃から皆に連絡を取るのですが、毎年毎年1年があっという間です。

この歳になると、特に大きな困りごともなく1年を終えていけることに心から感謝します。

年末まであと少し、無事に年を越せますように皆さまもよいお年をお迎えくださいませ。



～年末年始 業務のご案内～

平成26年12月29日（月）～平成27年1月4日（日）の期間、誠に勝手ながら、休業させていただきます。

年始は、1月5日（月）から業務開始いたします。

本年もたいへんお世話になり、ありがとうございました。
来年も変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



★これで完璧！ 12月の事務



☆年末調整☆

年内に支払う給与、賞与の支払額が確定すれば、年末調整を行います。

☆賞与支払届☆

賞与を支払ったときは、「被保険者賞与支払届」を年金事務所（健康保険組合）に5日以内に提出します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（12月10日まで）☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（1月5日まで）☆

11月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆10月決算法人の確定申告と納税（12月中の決算応当日まで）☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～冬のボーナス 5.5%増～

日本経済新聞社が21日にまとめた今年の冬ボーナス調査（5日時点）によると、全産業の1人あたり税込支給額は前年比5.53%増の77万5194円と、2年連続でプラスでした。円安による輸出産業の好調などを背景に24年ぶりの高い伸び率となっていますが、冬に支給額を応召した企業の伸び率は1.6%増にとどまるなど、増税後の消費のもたつきの影響も見られました。

調査対象は、上場企業と日経新聞社が選んだ有力な非上場会社の合計1912社で、回答企業数は673社、集計可能な581社で算出したものです。

マタニティハラスメント訴訟で最高裁が初判断 妊娠による降格は、均等法違反

病院に勤務していた理学療法士の女性が、妊娠後に降格されたのは男女雇用機会均等法に違反するとして損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁は 10 月 23 日、降格を適法とした二審判決を破棄して、審理を高裁に差し戻しました。会社が妊娠・出産した女性従業員に不利益な取り扱いを行う「マタニティハラスメント」について最高裁が判断を示すのは、今回が初めてです。

女性は、平成 6 年よりこの病院に勤務し、勤続約 10 年で副主任になりましたが、平成 20 年に妊娠のため軽易な業務への転換を請求したところ、負担の少ない部署へ異動させるとともに、副主任から降格させられました。育児休業から復職する際も、副主任に復帰できないことを知らされ強く抗議しましたが認められず、女性が降格した後、まもなく副主任に昇進した他の社員の下で勤務せざるをえない状態が続いていました。

一審と二審では、本件の降格は違法なものではないと判断していました。本人の同意を得ていたことと、移動先の部署には副主任が必要なかったなど、人事配置上の必要性にもとづいて行われた降格であったというのがその理由です。

ところが最高裁では、妊娠を契機とした降格は、①本人が自由意思にもとづき承諾した場合か、②業務上の必要性など特段の事情がある場合、この 2 つ以外は違法で無効であるとし、判決は裁判官 5 人全員一致の意見であり、差し戻しにより女性が逆転勝訴する可能性が高まりました。

最近では、妊娠してもそのまま退職せず、休業をして職場に復帰を望む女性が多くなっています。業務遂行上のいろいろな事情から、妊娠・出産・育児をする社員を使うためには、正直なところ会社も様々な判断をしなければなりませんから、こういった判決は、会社にとって非常に厳しいものだとは個人的には思います。会社から「一方的」にならないよう、十分に本人と話し合いをして、理解してもらえるように努めなければならないということでしょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

